

〔様式3〕 審査基準及び標準処理期間（行政手続条例適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (かか)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)			備考
							概要又は名称	様式4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3条_経1	経済商工観光部	産業人材対策課	職業訓練援助規則	ヨクキョウケルンシヨキヨク	5	職業訓練の援助の決定	審査基準なし（事前協議の上申請してもらっており、原則全て対応）		5	-	-	
3条_経2	経済商工観光部	観光政策課	県立自然公園条例 県立自然公園条例施行規則	ケンリツセシヨウエンジヨウレイ ケンリツセシヨウエンジヨウレイシヨキヨク	7-2	公園事業の一部執行の承認	県立自然公園条例 県立自然公園条例施行規則	51001	30	地方振興事務所 ()	-	
3条_経3	経済商工観光部	観光政策課	県立自然公園条例 県立自然公園条例施行規則	ケンリツセシヨウエンジヨウレイ ケンリツセシヨウエンジヨウレイシヨキヨク	7-2	公園事業執行認可（承認）事項変更の承認	県立自然公園条例 県立自然公園条例施行規則	51004	30	地方振興事務所 ()	-	
3条_経4	経済商工観光部	観光政策課	県立自然公園条例 県立自然公園条例施行規則	ケンリツセシヨウエンジヨウレイ ケンリツセシヨウエンジヨウレイシヨキヨク	7-4	公園事業者の地位の承継の承認	県立自然公園条例 県立自然公園条例施行規則	51006	30	地方振興事務所 ()	-	
3条_経5	経済商工観光部	観光政策課	県立都市公園条例	ケンリツシヨウエンジヨウレイ	7	利用権の譲渡等の承認（松島公園）	県立都市公園条例、県立都市公園条例施行規則	51007	24	松島公園管理事務所 ()	-	
3条_経6	経済商工観光部	観光政策課	県立都市公園条例	ケンリツシヨウエンジヨウレイ	12-1	使用料減免の承認（松島公園）	県立都市公園条例、県立都市公園条例施行規則	51008	24	松島公園管理事務所 ()	-	
3条_経7	経済商工観光部	観光政策課	野営場条例	ノエイジョウジョウレイ	5	使用許可	野営場条例、野営場条例施行規則	51009	10	-	-	
3条_経8	経済商工観光部	観光政策課	野営場条例	ノエイジョウジョウレイ	7	使用料の返還	野営場条例、野営場条例施行規則	51010	10	-	-	
3条_経9	経済商工観光部	観光政策課	野営場条例	ノエイジョウジョウレイ	8	使用料の減免	野営場条例、野営場条例施行規則	51011	10	-	-	
3条_経10	経済商工観光部	国際政策課	1.産業交流センター条例 2.暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例	1.カンキョウコウリウセンタージョウレイ 2.ホウリョクダツンリキトキオチヤノシツリノヨウトリセキノニカスルジョウレイ	1.8-2 2.3-2	使用許可	1.産業交流センター条例第8条第2項各号に該当しないこと 2.暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条第2項に該当しないこと		7	(2)	(5)	
3条_経11	経済商工観光部	国際政策課	産業交流センター条例	カンキョウコウリウセンタージョウレイ	12	利用料金の免除	次の場合に、各号に定める基準により算出した額を限度に利用料金を減免することができる。 1.一定期間内（申請日前過去3か年）に一定面積以上（15万平方メートル又は60区画）の利用があった顧客を対象とする場合（1割） 2.屋内展示場の全区画を引き続く7日以上使用する場合（1割） 3.国又は地方公共団体が風水害、地震その他の災害における避難、救援等の施設として使用する場合（10割） 4.宮城県産業の振興、県民文化の向上その他公益の増進に寄与する事業に使用する場合であって、特に必要と認める場合（別に定める割合）			-	-	